

平成24年度第3回年金業務監視委員会

平成24年8月2日

【郷原委員長】 若干、定刻より前ですが、おそろいですので、ただ今より平成24年度第3回の年金業務監視委員会を開催いたします。

本日は、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ業務などについて、厚生労働省及び日本年金機構から報告を受けた後、リスクアセスメント調査について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

それでは、まず、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ業務についてです。

この度、厚生労働省において、被保険者についての紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ作業の実施について、今後の対応方針が決まったということですので、これについて御報告をお願いします。

【尾崎年金記録回復室長】 厚生労働省年金局でございます。

私のほうから、被保険者についての紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ作業の今後の対応方針につきまして、資料に沿いまして、御説明をさせていただければと思います。説明資料1ということで、3ページにわたりまして資料を用意させていただいております。

まず、本件の経緯等について、簡単に御説明申し上げます。被保険者の件につきましては、本年5月に、日本年金機構から、サンプル調査の結果について、取りまとめ、公表が行われております。

2ページを見ていただければと思います。その後6月5日に、年金業務監視委員会におきましても、突合せのサンプル調査につきまして、御説明をさせていただきました。

また、3ページ目でございますが、厚生労働省の年金記録回復委員会でも御議論をいただきまして、今回、1ページ目にあるような形で整理をしているということでございます。

2ページ目の資料で本年6月5日の年金業務監視委員会において委員の皆様方から御指摘、御意見をいただいております。三点ほど、総務省ホームページから抜き出しておりますが、御意見をいただいたところでございます。読み上げさせていただきますと、最初のポツのところ、この突合せ業務は、どのような段階に至ったら完了したとみなすのかという質問につきまして、日本年金機構から、平成25年度中に突合せ後の通知をする、そこまで終えたいという回答をさせていただいております。二つ目のポツでございます。費

用対効果を考えた場合、不一致率が異なることから、突合せを一部行わないという選択肢もあるのではないかということで、どのような考え方が有力なのかという質問につきまして、年金局から、政務三役とよく相談をして、検討すると回答させていただきました。最後のポツでございますが、今回のサンプル調査の結果によって、突合せに係るコストが被保険者全体で1,100円にまで下がっているということでございまして、年金記録問題の一つの区切りとして、国民の信頼回復につながるのであれば、全件の突合せを行うことも一つの考え方であるとの御意見があったということでございます。

3ページ目でございますが、年金記録回復委員会でも、サンプル調査結果を踏まえまして、公開の委員会、非公開の検討会においても、何度か御議論をいただきました。①、②、③とありますが、①は、やはり国民の信頼回復の観点から全件やるべきだということで、多数の委員から①の全件実施してはどうかという御意見をいただいております。②は、費用対効果の関係で、一部作業は行わないほうがいいのではないかという御意見のあった委員が、1人です。③は、その他の意見ということで入れさせていただいております。このように、①にございますような御意見を、多数の委員の方からいただいたということでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、6月5日の年金業務監視委員会でも、こういった各委員会の御指摘なども踏まえて、政務三役とよく相談をして対応しますというお答えをさせていただいておりますが、その後、6月、7月にかけて、政務ともこういった御意見があったといったことをお伝えした上で相談をしたところ、もともと紙台帳等とコンピュータ記録との突合せは、国民の信頼回復ということで始めた事業であり、この資料の対応方針の「基本的考え方」の部分の最初のポツに書いておりますが、若い世代を含む年金記録の信頼確保といったようなことが、やはり一番大きいのではないかとということで、その上に書いてございますが、「全件突合せ」を被保険者についても行うということでやっていきたい。厚生労働省として、こういう方針で、今後、予算要求等の対応をしていきたいと考えております。

全件の作業を行っても、平成25年度中に作業が終了するような状況になっておりますし、予算や作業の更なる効率化に配慮していきたいと考えているところでございます。

一番下の行の※印でございますが、被保険者は、平成26年度末時点で60歳未満の方は、3,030万人残っております。3,030万人の方について、全件ということで今後対応していくということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからの報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【郷原委員長】 　ただ今の御報告について、御意見、御質問をお願いします。

【吉山委員】 　御説明ありがとうございました。

意見というより感想なのですが、これは、やるか、やらないか、いつまでたっても切りのつかないものなので、一応めどを立てて、全件、突き合わせるという結論が出たのだったら、それで国民の信頼が回復できればいいなと思っております。それだけです。

【郷原委員長】 　最終的に、いつごろまでに終了することになるのですか。

【尾崎年金記録回復室長】 　ここにございますとおり、平成25年度中には終了する見込みでございます。あと、具体的な作業の方法、必要額など、そういったことを、今、整理しているところでございます。

【郷原委員長】 　最終的にどれだけのコストが掛かって、どれだけのメリットがあったかということは、また別途報告されると、公表されるということですね。

【村岡委員】 　先の話なので、是非お考え置きいただきたいのですが、これは来年終わりますよね。おっしゃるように、国民の皆さんの信頼を得るということですから、是非、これで大丈夫なのだ、皆さんもう心配ありませんよという、そういう強いメッセージが出るような形で締めくくりをしていただきたいです。よく何か、そうは言うけれどもという、口の中で、もごもごした言い方をされますと、せっかくのこれだけの努力が無駄になってしまいますので、是非その辺、よろしくお願いします。

【郷原委員長】 　実際は、年金機構で実施するのだと思うのですが、今、この業務を行っていく上において、何か問題になっている点は、特にないということですね。

【伊原記録問題対策部長】 　進捗を申し上げますと、もし、仮に被保険者と受給者の紙台帳の全部をやるとすると7,900万人が対象になると見込んでおりますが、5月末の段階で3,524万人、大体45%が終わっております。

先ほど、被保険者が約3,000万人強ということ、年金局が説明しておりましたが、紐付いている紙台帳が少ないので、3,000万人という数字は大きいように見えますが、比較的早期に終了できるのではないかと考えております。

そういう意味で、今後の我々の課題としては、しっかりと受託事業者に品質を守ってもらうということと、もう一つの課題が、受託事業者の作業が終わった案件を、今度、我々がお客様に通知を送るという作業があります。この作業は結構難渋しております、これをしっかりと来年度中に終わらせるという目標を達成するために、作業の効率を上げ、あ

わせて被保険者もやることとなりそうなので、そのためのスタッフを確保していくということが課題だと思っております。

【郷原委員長】 それでは、よろしいでしょうか。

次の議事に入ります。

続きまして、これまでの委員会において、委員から質疑があったものについて、厚生労働省及び日本年金機構から御報告をお願いします。

【伊原記録問題対策部長】 今までの年金業務監視委員会において、委員の先生方からいただいた御質問について、個別に委員の先生にお返ししている部分もあるのですが、今日、せっかくの機会ですので、資料を配って、御説明させていただきたいと思えます。

まず、説明資料2-1のところです。ねんきん定期便により、お客様から、私の年金記録は、ここがちょっと変ではないかとか、違っているのではないかという「年金加入記録回答票」をいろいろいただいております。これについての平成23年度の実績がどのようになっているか、その結果はどうだったのかという御質問を、高山委員からいただきました。

平成23年度の実績ですが、お客様からいただいた照会件数が、約24万件でございました。それに対して、処理件数は約41万2,000件ということです。処理件数が多いのは、過去の平成22年度以前に受け付けたものを処理しましたので、こういう状況でございました。

この約41万件の内訳ですが、「加入記録に関する補正」、これは新しい記録が見つかったという案件が、大体4分の1ぐらいの約9万6,000件。それから、標準報酬が違っていた、あるいは、国民年金の記録が、我々の記録では未納でしたが、よく調べてみたら、やはり納付でしたというものが約3,600件の約1%。残り4分の3については、調べましたが、補正の必要はないという結果でございました。

ねんきん定期便により、国民の皆さんから自分の記録について心配だという声につきましては、だんだん減ってきておまして、現在ですと、月に大体1万5,000件ぐらいとなっております。次第に、国民の皆様の年金記録に対する御心配は、落ちついてきたのではないかと考えております。

以上でございます。

【高山委員長代理】 ただいまの説明において、「加入記録に関する補正」は新しい記録が見つかった案件とおっしゃいましたよね。

【伊原記録問題対策部長】 新しい記録というか、要は、未統合の記録が見つかった、自分のここの記録が漏れているということで調べてみたら、実は別の手帳記号番号の記録

が見付かって、統合されたということです。

【草野委員】 「補正なし」が約75%で、問い合わせされた方たちは、これで納得、了承されているのでしょうか。その後の対応は、どうなさっているのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 今の場合は、例えば、我々の方で見付けて、見付からなかったという場合は、年金記録確認第三者委員会が総務省にございまして、もし不服がある場合は、こちらに申し立てていただいて、第三者委員会で調べていくということになります。御照会いただいたときは、その御案内は必ずすることにしております。

【草野委員】 となると、第三者委員会に預けた段階で、その後の対応も含め、機構の手を離れてしまうということですか。

【伊原記録問題対策部長】 第三者委員会に申し立てる場合は、御本人の申立ての内容と、我々の方でそれまでに調べた結果を、全部、第三者委員会にお渡しします。あとは、第三者委員会で、補充調査をされて、最後、やはり御本人の申立てどおり直すべきか、いや、その必要はないかという判断をされます。

【草野委員】 そうすると、その対応についての追跡みたいなものは、この約31万件については把握されていないのですか。

【伊原記録問題対策部長】 第三者委員会に申し立てられた件数は把握できます。

【草野委員】 ちなみにどのくらいですか。

【伊原記録問題対策部長】 今日は、手元にないので。数は相当少ないと思います。最近、第三者委員会に申し立てられる件数は、相当減ってきております。

【草野委員】 納得されれば、それでいいと思うのですが、それでも、やはりおかしいのではないかというケースの場合に、どういうふうに収めるのかということは、とても難しいだろうと思うのですが。

【伊原記録問題対策部長】 以前は総務省の第三者委員会がなく、不服がある場合は、厚生労働省にある社会保険審査会というところに申し立てることとなっていたのですが、一連の問題により社会保険庁への信頼が失われ、厚生労働省での審査では駄目だということとなり、平成19年に総務省に独立した委員会が作られました。

そちらに申し立てしていただいて、厚生労働省とは直接関係のない別の機関で御審議いただくことで、御納得いただくというプロセスが機能しております。ですから、不満があるのに、不満を自分で抱えて我慢しなければいけないという場面はなく、きちんと第三者委員会に行って、御審議いただくことができるような仕組みになっております。

【高山委員長代理】 ねんきん定期便を契機とする年金加入記録照会は、現在、数が減ってきて月1万5,000件ぐらいだという話ですが、その内容は、ここに記述されている内訳とは変わってきていますか。平成23年度と、平成24年度とでは、中身が変わってきていますか。昨年の標準報酬月額が違ってきますという話が続いているのか、それとも、依然として、新しい未統合の記録に関するものが出てきているのかという質問です。

【伊原記録問題対策部長】 それにつきましては、直近のデータを分析しておりませんので、そこはまた整理させていただきます。

【岸村委員】 草野委員の質問に関連するのですが、私の記録に疑問がありますよということで回答して、それが「補正なし」という結果が30万件以上ということで、その方たちが、更に不服があれば、不服の申立てをしますが、そうでない方には、どのようなフォローをしているのでしょうか。例えば、もやもやとしたもので、やはり私が言っても全く駄目なのか、こういう理由で補正する必要がなかったのかというフォローがされているのかということをお聞きしたいのですが。

【伊原記録問題対策部長】 こういう記録照会回答票が、我々に寄せられた場合は、結果が見付かりましたとか、見付かりませんでしたという回答を返すことになっております。回答をお返しする際に、この結果に異議があるとか、内容がちょっとおかしいと思われる場合は、第三者委員会がございますので、そこに申立てできますよと、という文書をお送りしております。

【草野委員】 やはり一番大切なことは、信頼回復です。金額云々<sup>うんぬん</sup>というよりも、信頼を回復することが、最も重要なことだと思うのですが。第三者委員会になった時点で、多分、機構の仕事としては、手を離れてしまうということになるのでしょうかけれども、やはり、国民からすると、あくまで、これは機構の仕事なのだという思いが、とても強くあるのです。だから、ここの「補正なし」とか、そういう対応を、あくまで機構の手がどこまでなのかという意識をお持ちなのかなということをお伺いしたい。

【伊原記録問題対策部長】 これは、第三者委員会の帰属をどこにするかという問題、将来どうするかという問題があると思うのですが、これは本来、我々の方で責任を持って、不服がある問題も含めて解決するのかもしれない。

ただ、平成18年、19年の社会保険庁に対する不信感の高まりの中で、当時の社会保険庁なり、厚生労働省に任せられないと、もう別の機関で審査しなければ駄目だということで、今は総務省でやっていたらいいという状況です。我々がやったほうがいいのかということ

であれば、そのとおりなのですが、それを本当に信頼してもらえるかどうかという問題に、かかっているのではないかなと思います。

**【郷原委員長】** 今後のことについて、今、議題になった点について、厚生労働省として、機構として、そういうような案件について、きちんと受け付けることができるかどうかということ、どういうふう考えられているのでしょうか。

**【塚本事業企画課長】** まず、現状を申し上げますと、第三者委員会への申立てを機構で受け付けて、先ほど機構から御説明申し上げたように、関係資料を付けて第三者委員会に回付する。第三者委員会から結論が出ると、今度は総務大臣からあっせんという形でこちらに戻ってきて、それに沿って、記録訂正を行う。こういう仕組みになってございます。

今後のということですが、今後の記録確認をどうやっていくのかということについては、引き続き検討していくべき課題なのだろうと、一定の方向性が何かあるということではないという状況でございます。

**【伊原記録問題対策部長】** 補足させていただきます。先ほどの発言で、年金記録回復の問題は、第三者委員会のみが行っているのではないかという印象を与えたとすれば、本意ではないので、少し御説明させていただきたいと思います。

もともと、根拠となる資料があれば、全部、年金機構で回復してしまうのですが、第三者委員会に申し立てられるケースというのは、御本人が主張しているような裏付けとなるデータがない場合なのです。ない場合に、第三者委員会で御審議いただくこととなります。第三者委員会で、御本人の陳述とか、あるいは、一緒に勤められていた方、同僚にヒアリングされて、どうも根拠となる記録がなくても、やはりこの人の言うとおりはないかという判断をされたなら、機構の方に訂正すべきというあっせんが行われるという仕組みです。

そういうふうなことだったのですが、第三者委員会でも判例というか、前例が蓄積されてきて、例えば、脱退手当金などで短い期間だったら、大体、本人の申立てをそのまま信じていいのではないかという議論が出てまいりました。そこで、平成21年以降、包括的な基準が作られるようになりました。

そういう包括基準を第三者委員会に作っていただけますと、わざわざ第三者委員会の手を煩わせなくても、機構の方で直すということ、を順次やってきております。そういった意味で、当初の第三者委員会任せの状況から、どんどん我々のほうで処理するという作業はしております。

ただ、今でもどうしても我々のほうで、御本人が主張しているから、はい分かりましたと勝手に直してしまうのは、無理な案件があります。そういう案件について、第三者委員会の裁定を仰ぐという仕組みになっているということを御理解いただきたいと思います。

【村岡委員】 念のための確認なのですが、「加入記録に関する補正」が約10万件ありますよね。これは、いわゆる消えた年金問題に起因する補正であって、最近、オンライン化されてから、その後に10万件、こういう問題が起こったのではないということによろしいですか。

【伊原記録問題対策部長】 100%確認したわけではありませんが、ほとんど大部分が未統合記録ということです。

【村岡委員】 そうでないと、最近も何か問題が起こっているということになると、また、これ、問題になるわけです。

【伊原記録問題対策部長】 基礎年金番号を導入した以降であれば、未統合は、原則としてあり得ないので。

【村岡委員】 いえ、これは、未統合だけではないのです。「加入記録に関する補正」ですから、どういうものが来ているか分からないわけです。加入者から、どういうクレームが来ているのか、来ているクレームは、全部、未統合だけなのか。

【伊原記録問題対策部長】 この「加入記録に関する補正」は、新しい記録が見つかった、本人の持っている記録以外に、もう一つ別な記録が見つかったというケースです。

2番目の「標準報酬や納付の有無に関する補正」は、例えば、標準報酬が、我々の記録で20万円となっていたが、御本人の給与明細を見れば22万円で、本当は22万円にしなければいけなかった、こういうようなものがあります。

こうした誤りは、今でも起こり得る問題だと思っています。だからこそ、ねんきん定期便をお送りして、直近の記録の御確認をさせていただいているところです。

前者の宙に浮いた年金記録問題については、近年は基礎年金番号を導入しておりますので、この場で100%ないと言いきれと言われると、自信はありませんが、基本的には発生しないような仕組みになっていると考えております。

【郷原委員長】 この標準報酬に関する補正の中には、いろいろ問題になった遡及訂正の事実がまた判明したということも、中にはあるのですか。

【伊原記録問題対策部長】 特に遡及訂正に関しては、平成20年以降、御本人を訪問したりという形で調査を行っております。時期的には随分時間がたっておりますので、平成

23年度段階では余りないと思いますが、全くないかどうかについては、今は調べられません。

【吉山委員】 第三者委員会について、私が発言すべきかどうかは、ちょっと分からないのですが、この3月まで第三者委員会の委員をしております、先ほど、機構の方や、厚労省の方もおっしゃっていたように、もともと国が信用できないという国民の方たちの意思を受けて、厚生労働省や当時の社会保険庁ではなく、総務省に第三者委員会ができ、別のところから、別の視点で見ることで、国民の方の信頼を回復する役目を持っていたと思います。

先ほどもおっしゃっていたように、事案処理の蓄積によって、遡及訂正事案も含めて、判断基準はある程度まとまってきたので、第三者委員会の機能を、十分果たしていたと思います。

厚生労働省の方や日本年金機構の方が、自分たちの手に負えないから丸投げで第三者委員会に渡したということではなく、お互い情報を交換しつつ、2省にまたがる二元体制で良い判断基準を構築する効果が上がったと思っています。

ただ、第三者委員会に申立てをしても、やはり、本人の申立てが認められず、非あつせんだという結論が出た時点で、不服を持っている方は、何度でも申し立てができますので、何度も申立てをなさっていますし、あと、裁判に持っていくという方もいらしたので、国民全部が納得できる結果が出ているとは思いませんが、機能は十分果たしていたのではないかと思います。以上です。

【郷原委員長】 それでは、次の項目に移りたいと思います。

【阿蘇国民年金部長】 それでは、資料2-2「国民年金・厚生年金保険の適用・収納の状況」でございます。

まず初めに、10ページ「国民年金、厚生年金保険の適用・収納対策に要する経費」を御覧いただきたいのですが、国民年金、厚生年金の適用・収納に関しまして、それぞれ平成22年度、23年度におきまして、どのような事業に、どのような経費を掛けているかということでございます。一例を申し上げますと、国民年金の適用関係業務でございますと、適用勸奨状の送付、住基ネットの利用の経費、あと、適用届関係の入力を委託してございまして、その委託経費。また、収納関係業務におきましては、納付書の作成、納付督促、これは市場化テスト事業への委託経費でございます。こういう経費を使用して、事業を実施しているということでございます。

1 ページ「I. 国民年金」の「平成23年度実績」にお戻りいただきます。こういう経費を使いまして、その結果、平成23年度の事業実績でございますが、まず、収納関係でございます。平成21年度分の最終納付率は、平成23年度末が納付期限でございますが、65.3%ということで、平成21年度末からですと、5.3ポイントの上昇があったということです。平成22年度分につきましては62.2%で、平成22年度末から見るとプラス2.9ポイント。しかしながら、現年度分を見ますと58.6%ということで、対前年度比0.7ポイントが減少してございます。

2 ページ、この〈納付率低下の要因〉でございますが、三点ほど分析してございます。まず一点目は、第1号被保険者のうち、納付の意識が高い55歳から59歳の方、こういう方たちの人口が減っておりまして、0.1ポイントの減少をしているのではないかと。また、二点目として、市場化テスト受託事業者の事業の低迷ということで、0.2ポイントの減少の推計をしてございます。三点目として、平成23年度は、第3号被保険者の不整合記録に関しまして、平成23年11月に届出によらない種別変更処理を行いまして、その後、納付督促を行ったわけでございます。年末ぎりぎりから年度末にかけての督促でございましたので、なかなか督促効果が現れずに、この影響が0.3ポイントあったということでございます。

平成23年度の事業目標としましては、平成21年度分の最終納付率については、平成21年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸びを確保する。また、平成22年度分につきましては、平成22年度末から2～3ポイント程度。現年度分につきましては、平成21年度と同様の水準を確保するというところでございました。この現年度分につきましては、水準を確保できなかったということで、対前年度比0.7ポイントのマイナス。

また、口座振替、コンビニエンスストア等の納付件数につきましては、対前年度と同等以上という目標を掲げてございました。その結果につきましては、また資料が飛んで申しわけございませんが、5ページの「国民年金適用・収納業務の状況」の表に、平成22年度、23年度の実績がございます。先ほど申し上げました納付率の状況が、項番の3番、4番、5番でございます。口座振替実施率につきましては、優良納付者の口座振替の方が抜けておりますので、若干の減少をしてございます。市場化テスト事業につきましても、過年度分については、最終納付率達成状況がマイナス21.7%ということで、減少してございます。コンビニエンスストア等の納付件数につきましては、微増ではございますが、増加しているということでございます。項番の12番、13番、14番は強制徴収の部分でございますが、強制徴収につきましては、対前年に比べまして、平成23年度は若干ではございますが、一

定の効果を表しているということでございます。

こういう結果を踏まえまして、3ページの「平成24年度目標と収納対策の主な取組」にお戻りいただきますと、新たに平成24年度としましては、＜目標＞を3ページ上段に掲げてありますように、平成22年度分であれば、現年度納付率から5.5ポイント程度の伸びを確保する。以下、同様な目標を掲げてございまして、それに対して、中段より少し上ですが、＜収納対策の主な取組＞としまして、まず、未納者属性に関する収納対策の徹底を行うということございまして、ポツの1つ目ですが、強制徴収につきまして、徹底した強制徴収を実施する。2つ目のポツにつきましては、所得のない方につきまして、免除申請の周知や案内を徹底して行うということでございます。それに対しての【数値目標】が表になってございますが、平成22年度の現年度納付率につきましては、5.5ポイントの伸び、最終納付率を確保する。免除につきましても、平成23年度の免除勧奨対象者の半数を、平成25年夏までに免除に結び付けるという目標を掲げまして、以下、「進捗管理の強化」から、市場化テスト受託事業者との連携、強制徴収の取組、新規適用をきちんとする、口座振替の推進、また、関連機関との連携を図りまして、納付率の向上を図るということを、国民年金の事業として、平成23年度の結果も踏まえながら、平成24年度は、こういう形で事業を実施しているということでございます。

【岡村厚生年金保険部長】 続きまして、厚生年金部分を御説明させていただきます。

また、10ページ「国民年金、厚生年金保険の適用・収納対策に要する経費」を御覧いただけますでしょうか。国民年金の下の部分が、厚生年金保険に掛かる費用ということでございます。横に5項目ほど並んでおりますが、事務センターの入力委託等に対する経費、事務運営に要する経費、事業運営に関する経費とございまして、予算の大部分につきましては、そういった事務センターの入力事務、事務センターの借上費用、あるいは、帳票の印刷、送付といった、バックオフィスのな固定的な費用ということとなっております。費用対効果の対象となります政策的なものとしたしましては、未適用事業所の適用促進に関する費用が、その<sup>そじょう</sup>俎上に乗ってくるのかなと考えております。こちらにつきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、6ページ「Ⅱ.厚生年金保険」の「1.適用の促進」を御覧いただけますでしょうか。平成23年度における厚生年金保険のパフォーマンスということで目標設定しました事項といたしまして、職員による重点的加入指導、あるいは、事業所調査を立てているのですが、158.1%及び120.0%ということで、それぞれ達成しているところでございます。

今までずっと持ってきておりました平成18年度水準、これは記録問題が発生する以前の水準に戻すということですが、平成23年度においては、ほぼそれが達成されたのかなと考えております。今後の課題といたしましては、指導を行った結果、実際に適用に結び付けていくというものの率を高めていかねばならないということで、平成24年度は取り組んでいるところでございます。

次に1ページおめぐりいただけますでしょうか。7ページ「厚生年金保険等適用業務の状況」の表で、厚生年金の適用業務に関する各種指標ということでございます。先ほど、費用対効果というところで申し上げましたが、下の4「適用対策」のところを御覧いただけますでしょうか。「①外部委託による加入勧奨（文書・電話）」、「②外部委託による加入勧奨（訪問）」という項目がございます。この①の対象というは、従業員が5人未満の事業所でございます。②につきましては、5人以上50人未満の事業所ということで、こういったものについて外部委託しているところでございます。50人以上の事業所につきましては、正規職員が重点的にやっているところでございます。

こういった零細な事業所は、なかなか接触できない。接触しても、御加入いただけないところにつきましては、まず、一時的に外部委託でやっているというところでございます。

①約27万件と②約12万件で、足して、ほぼ40万件でございますが、この部分に掛かっている経費が大体3億円ぐらいでございます。文書、電話、訪問と、それぞれの単価は違うのですが、3億円割る40万件ということであれば、1件750円ということで、正規職員でやるよりも、そこの一時的なスクリーニングの部分を外委託することによって、かなり安くできているというところでございます。これは外部委託でございますので、当然、正規職員がやるほど高い加入率は望めないということにはなっておりますが、一時的には、そういうことでやるということで、<sup>しつぱい</sup>悉皆的な接触を図っているというところでございます。

この表でいいますと、下の6を御覧いただきたいのですが、「事業所調査」ということでもやっております、4分の1の法人を調査しましょうということで、平成23年度はそれを達成しております。さらに、平成24年度につきましては、4分の1というのではなく、4年で一巡ということで、全ての事業所を4年に1回調査しましょうということで、未適用事業所を加入させるということもあるのですが、既に適用されている事業所の中の未適用の人を探すということも、努力していきたいということでやっているわけでございます。

2点目、8ページ「2. 徴収対策の推進」ということでございますが、まず、収納率ということで御覧いただきたいと思っております。平成22年度は97.8%でございましたが、平成23

年度におきましては98.0%ということで、若干の改善を見ているところでございます。あと、口座振替実施率を目標に設定しておりますが、こちらも81.6%が82.7%ということで向上しております、こちらも納付率の向上に寄与しているということでございます。次に差押事業所数ということでございますが、有効な徴収を行うためには、差押えも積極的にやらなくていけないということで、指標として徴求しているわけでございますが、1万3,000件が、ほぼ1万8,000件に増えております。こちらの徴収につきましてですが、差押えしたものの換価はどうなっているのかという御質問をちょうだいしていたと思いますが、こちらは、現在、システム的には拾えない状況になっておりまして、数字は出ないこととなっております。ただし、やはり、有効な差押えをやっているかどうか、無益なものを差し押さえていないか、本当に換価できるものを差し押さえているかということ、行政上、把握する観点があるということから、現進行年度から拾うということで、対応していきたいということで考えております。

次に1枚めくっていただきまして、9ページ「厚生年金保険等徴収業務の状況」でございますが、こちらの3「不納欠損額」を御覧いただけますでしょうか。こちらも以前、宿題をちょうだいしていたところでございますが、平成22年度までは御報告したかと思えますが、平成23年度につきましては、厚生年金保険で380億円、協会管掌健康保険で191億円、船員保険で4億円ということになってございます。

以上でございます。

**【中村事業管理課長】** 今、機構から御説明をしました不納欠損額に関連してでございますが、委員長代理からそれによって将来発生する見込みの年金額が分からないかという御質問を、以前いただいていたところでございます。

ただ、将来の年金額ということになりますと、そもそも不納欠損の対象になった方が、いつお生まれになったかとか、あるいは、どれくらいの報酬の水準だったかなどによって変わってまいりますので、正確なところを算出することは、正直申し上げて、なかなか難しいという事情がございます。そうした中で、あえて御指摘でもございましたので、一定の仮定を置いて、本当にざっくりと計算をしてみましたところ、この不納欠損額の380億円に相当する将来の年金の予定額としては、年に大体20億円程度になるのではないかと計算をしているところでございます。

以上でございます。

**【野口経営企画部長】** 続きまして、本年度の第1回の委員会で、平成24年度予算に関

しましていただいた御質問でございますが、外部委託先の人件費といったものも含めて、実質的な人件費に相当する金額が分からないかという御質問でございました。

それにつきましては、外部委託させていただいています業務は、様々な業務がございますので、そこで、人件費をこちらのほうで切り出して整理することに、そもそもの人件費がどれだけ掛かってということについては、こちらから仕事をお願いしているものですから、こういう人で、この人件費でやってくださいということではないので、その人件費が把握できる仕組みになっていないものですから、申し訳ないのですが、お出しすることが難しいのですということをお答えしたいと思います。

以上でございます。

【郷原委員長】 それでは、今の報告に関して、御質問はありますか。

【吉山委員】 資料の7ページを見ているのですが、7ページの6「事業所調査」のところで、4年に一巡して調査を行って、適用されている事業所の中の未適用の社員を探すということによろしいのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 はい。適正に行われているかということでございますので、当然、その標準報酬の額もございまして、本来、適用であるのに、未適用である方がいるのではないかと探すということでございます。

【吉山委員】 分かりました。未適用者と報酬が正しく届けられているかどうかと。

【岡村厚生年金保険部長】 はい。そういったことを総合的に見ているという。

【吉山委員】 総合的に全部ですね。

【岡村厚生年金保険部長】 さようでございます。

【吉山委員】 4年に1度というのは、事業所全部を見るには、非常に大変な作業だと思うのです。先ほど、大体4分の1の法人の調査ができたとおっしゃっているのですが。

【岡村厚生年金保険部長】 調査につきましても濃淡がございまして、算定時基礎調査のようなものから、総合調査のようなものまで、いろいろあるわけなのですが、それぞれの事業所の方のコンプライアンスのレベルみたいなものを勘案しまして、コンプライアンスの高いところに深度がある調査をしても仕方ないので、そういったコンプライアンスに応じた過去の履歴などを見まして、業態、過去の履歴、コンプライアンスのレベルに応じたところで濃淡をつけて、件数を一定こなしていくということでやっておるわけでございます。

【吉山委員】 日程的にかなりハードだなと思っているのですが、濃淡をつけることで、

限られた時間の中で、また、限られた人員でもあると思うのですが、その中で、適正な調査を行っていかれるということによろしいですね。

【岡村厚生年金保険部長】 そうありたいと考えています。

【郷原委員長】 不納欠損額が減少したということは、どういう要因が考えられますか。

【岡村厚生年金保険部長】 平成22年度400億円から23年度380億円ということに厚生年金はなっているわけですが、これは、不納欠損に落ちるのが、その直前の年度の経済的状況を反映しているというわけではございませんので。いろいろな経緯があって、落ちておりますので、一概には分析しにくいのですが、その前の平成21年度や平成20年度が低かったのは、やはり年金記録問題とかで忙殺されておまして、それが一段落しまして、各ブロック別に少しばらつきがあるのですが、今まで塩漬けになっていたものをよく精査して落としていって、去年がピークで、今年もだんだん一段落しつつあるのではないかと、定性的ではございますが、分析しております。

【郷原委員長】 不納欠損の原因になる滞納自体が、どういう傾向になっていくのかです。適用事業所数が、かなり増えているということです。そうすると、当然、中小零細企業を適用していけば、そのところの収納率が下がって、最終的には不納欠損額が増えるのではないかと思えるのですが、そこは見通しとして、どうなのですか。

【岡村厚生年金保険部長】 特にパート適用等を拡大されて、本来、入ってこなかった人が入ったりしますと、当然のことながら、そのところは増加するのではないかと予想しておりますが、どれぐらい増えるかということは、まだ何とも申し上げにくいところなのでございます。

【郷原委員長】 将来的な年金制度の設計にも関わってくる問題だと思うのですが、そういう現場の状況を、厚労省にフィードバックするということは行われているのですか。

【岡村厚生年金保険部長】 要望ということで、随時、上げさせていただいておりますし、厚労省でも検討していただいていると理解しているところでございます。

【片桐委員】 今の不納欠損のところですが、どういうレベルとか、どういう要件を満たしたものが、9ページ「③不納欠損額」というところに入ってくるのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 これは通知というか、通達が出ているのですが、倒産して、破産してしまいましたとか、普通に金銭的にそれを差し押さえることが、客観的に不可能であろうという状況に陥った場合には、不納欠損を認めるということになっております。

ただ、これも一定額以上のものは、ブロックから本部まで上げさせまして、若干はどう

したって判断のところが残りますが、そこで、その濃淡を平均化するようにということで、調整しているところでございます。

【岸村委員】 不納欠損をした事業所について、そこに勤められている方の記録というのは、どういう扱いになるのですか。保険料としては納められていないわけです。そうすると、そこに勤めていた方がいて、その方というのは、年金記録上、どうなっているのでしょうか。

【中村事業管理課長】 きちんと資格の取得と標準報酬の届出があり、機構側が調定をした保険料については、不納欠損となった分についても、その方の将来の年金には結び付くということになっております。

【岸村委員】 ということは、御本人には不利益がないということで。

国民年金の勘定と厚生年金の勘定とは分けてあるのですが、基本的に基礎年金という面から考えると、1号被保険者については、保険料が納付可能な3年間で最終納付率は65%までくる。ただ、残りの35%の方は未納です。これが、厚生年金、いわゆる2号被保険者なり、3号被保険者については、納付初年度の保険料収納率は98%ということで、その方たちは、たとえ会社が保険料を納めていなくても、年金記録上は100%の納付ということになる。ということで、基礎年金全体で見ると、恐らく95%ぐらいの方が国民としてきちんと保険料を納めていて、1号被保険者の納付率65%からはみ出した35%の未納の人というのは、基礎年金全体では数%にしか当たらないのだと思うのです。

多分、その辺のPRと申しますか、周知が少し足りないので、あたかも納めていない人が、国を信用しないことがいいことのように思っている節があって、実は、ほとんどの人が納めているのですよということで、そういう意味では、1号被保険者の納めていない方の焦りを誘うと申しますか、そのようなPRをもう少しすれば、1号被保険者の最終納付率65%が、ここに落ち着くのではなく、もっと高い目標に置き換わるような気がするのですが、いかがでしょうか。

【中村事業管理課長】 ありがとうございます。

毎年、国民年金の保険料の納付状況を、年に一度まとめて公表させていただいているのですが、その中では、公的年金加入者全体で見ると、95%の者が保険料を納付しているということ、未納者はいらっしゃるのですが、全体の加入者からすれば、大体5%程度ということは一応資料として用意をし、マスコミの方等にも御説明をしているという事実はございます。

【岸村委員】　そこをもう少し取り上げてもらえるような広報の仕方をすると。いつも65%しか納めていないということが、新聞一面を飾る。これは非常にもったいなくて、これで、いわゆる信頼を増すということは、あの数字が見出しになっている限りは、ないのではないかなと思うというのが意見です。

【片桐委員】　9ページの6「滞納事業所数」は、事業所の数ということですが、滞納保険料額というのは、どのような金額なのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】　滞納額につきましては、9ページの4のところ、収納未済ということで入っていない額が、これぐらいということでございます。

【郷原委員長】　時間の関係もありますので、よろしいでしょうか。

それでは、次の議事のリスクアセスメント調査の議事に入ります。報道の方、傍聴の方、御退席願います。

(報道関係者・傍聴人退室)

(これより議事が非公開となったため、議事録は当面の間公開しない。)